

「ライスミルク」事件～サポート要件における「課題」

——裁判所の判断傾向の変化と、進歩性における「課題」との対比——

高 石 秀 樹*

抄 録 本判決は、特許発明の課題を高いレベルで認定した上でサポート要件違反と判断した異議（取消）決定について、「記載要件の適否は、特許請求の範囲と発明の詳細な説明の記載に関する問題であるから、その判断は、第一次的にはこれらの記載に基づいてなされるべき」という一般論を述べた上で、異議決定は課題の認定が誤っていると判断し、本発明はサポート要件を満たすとして異議決定を取り消した。本稿においては、本判決の1ヵ月前に出されたピリミジン大合議判決を含め、本判決前後の裁判所におけるサポート要件の判断傾向を検討するとともに、サポート要件の「課題」と進歩性の「課題」との関係について考察し、最後に、無効審判請求人及び権利者の主張戦略（及び出願戦略）について考察する。

目 次

1. はじめに
2. 「ライスミルク」事件の紹介（争点はサポート要件のみ）
 2. 1 特許請求の範囲、発明の詳細な説明に記載された「課題」
 2. 2 異議（取消）決定の論旨
 2. 3 本判決の論旨
3. サポート要件についての審査基準と本判決（「ライスミルク」事件）との対比
4. サポート要件に関する裁判所における判断傾向の変化（発明の「課題」の認定という観点A、発明の全範囲で「課題」を解決できる必要があるかという観点B）
 4. 1 平成27年末から平成29年末にかけての厳格判断の時代（2年間）
 4. 2 平成29年末から平成30年4月のピリミジン大合議判決、その後の新傾向
 4. 3 小 括
5. ピリミジン大合議判決
 5. 1 サポート要件における「課題」と進歩性における「課題」との関係
 5. 2 ピリミジン大合議判決の判旨
 5. 3 小 括

6. 考察（「ライスミルク」事件判決の位置付け、その後の裁判例の傾向、実務上の指針）
7. おわりに

1. はじめに

本判決は、サポート要件の「課題」を判断する際に、「…出願時の技術水準等との比較は、行うとすれば進歩性の問題として行うべきものである。」と判示した。

また、本判決の1ヵ月前に出されたピリミジン大合議判決は、「サポート要件を充足するか否かという判断…の枠組みに進歩性の判断を取り込むべきではない。」と判示した。

これらの判示部分のみに着目すると、一見、サポート要件と進歩性で発明の「課題」のダブルスタンダードを許容したかのようにも見える。

本稿においては、裁判所における進歩性及びサポート要件の判断傾向の変化を確認した上で、両要件における「課題」の判断傾向につい

* 中村合同特許法律事務所 弁護士・弁理士
Hideki TAKAISHI

て考察する。

2. 「ライスミルク」事件¹⁾の紹介(争点はサポート要件のみ)

2. 1 特許請求の範囲、発明の詳細な説明に記載された「課題」

「【請求項1】米糖化物、及びγ-オリザノールを1～5質量%含有する米油を含有するライスミルクであって、当該米油を0.5～5質量%含有するライスミルク。」

「本発明は、コク、甘味、美味しさ等を有する米糖化物含有食品を提供することを目的とする。」(段落【0006】)

2. 2 異議(取消)決定の論旨

異議決定は、「本件発明1の課題は、本件特許明細書の『コク、甘味、美味しさ等を有する米糖化物含有食品を提供すること』(【0006】)との記載及び実施例(【0031】～【0043】)において、『コク(ミルク感)』、『甘味』及び『美味しさ』の各評価項目について評価を行っていることから、『コク、甘味、美味しさ等を有する米糖化物含有食品を提供すること』と認められる。」と、一旦は本件発明1の課題を認定しながら、最終的なサポート要件の適否判断に際しては、「本件発明1の課題は、上記aのとおり、具体的には、実施例1-1のライスミルクに比べてコク(ミルク感)、甘味及び美味しさについて優位な差を有するものを提供することである」とその課題を認定し直し、課題の解決手段についても、「本件発明1が課題を解決できると認識できるためには、…実施例1-1のライスミルクに比べてコク(ミルク感)、甘味及び美味しさについて優位な差を有することを認識できることが必要である。」としている(異議決定12頁16～25行)。

その上で、異議決定は、本件明細書の記載か

らは、具体的に認定し直した課題を解決できることまでは認識できないから、サポート要件を満たしていないと判断した。

このように、異議決定は、発明の詳細な説明に記載された“一般的な”「課題」ではなく、更に高い程度の(具体的な)課題を認定し、この具体的な課題がサポートされていなければサポート要件違反になるとした。

2. 3 本判決の論旨

本判決は、「特許請求の範囲の記載がサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載又はその示唆により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が願望時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。また、発明の詳細な説明は、『発明が解決しようとする課題及びその解決手段』その他当業者が発明の意義を理解するために必要な事項の記載が義務付けられているものである(特許法施行規則24条の2)。以上を踏まえれば、サポート要件の適否を判断する前提としての当該発明の課題についても、原則として、技術常識を参酌しつつ、発明の詳細な説明の記載に基づいてこれを認定するのが相当である。」と判示した上で、本件については、「本件明細書の発明の詳細な説明…の記載からすれば、本件発明は、『コク、甘味、美味しさ等を有する米糖化物含有食品を提供すること』それ自体を課題とするものであることが明確に読み取れるといえる。」と判断した。すなわち、本判決は、発明の詳細な説明に記載された“一般的な”「課題」がサポートされていればサポート要件を満足すると判断し

たものであり、異議（取消）決定との決定的な違いは、サポート要件における発明の「課題」の捉え方である。

本判決は、発明の詳細な説明に記載された“一般的な”「課題」をもって発明の課題と理解するか否かの判断基準として、「確かに、発明が解決しようとする課題は、一般的には、出願時の技術水準に照らして未解決であった課題であるから、発明の詳細な説明に、課題に関する記載が全くないといった例外的な事情がある場合においては、技術水準から課題を認定するなどしてこれを補うことも全く許されないではないと考えられる。しかしながら、記載要件の適否は、特許請求の範囲と発明の詳細な説明の記載に関する問題であるから、その判断は、第一次的にはこれらの記載に基づいてなされるべきであり、課題の認定、抽出に関しても、上記のような例外的な事情がある場合でない限りは同様であるといえる。したがって、出願時の技術水準等は、飽くまでその記載内容を理解するために補助的に参酌されるべき事項にすぎず、本来的には、課題を抽出するための事項として扱われるべきものではない」と判示した。かかるサポート要件判断時における発明の課題を認定する一般論は、審査基準と合致するものであり、多数の裁判例とも整合する。

もっとも、本判決は、上記の“発明の課題を認定する一般論”に続いて、「(換言すれば、サポート要件の適否に関しては、発明の詳細な説明から当該発明の課題が読み取れる以上は、これに従って判断すれば十分なのであって、出願時の技術水準を考慮するなどという名目で、あえて周知技術や公知技術を取り込み、発明の詳細な説明に記載された課題とは異なる課題を認定することは必要でないし、相当でもない。出願時の技術水準等との比較は、行うとすれば進歩性の問題として行うべきものである。）」と判示した。この判示が直前の一般論を「換言」し

たものであるかは、議論の有り得るところである。この判示部分を一見すると、「発明の詳細な説明から当該発明の課題が読み取れる」場合、サポート要件を判断する際には発明の課題を認定するために出願時の技術水準等との比較を行うべきではないが、進歩性を判断する際には発明の課題を認定するために出願時の技術水準等との比較を行うことが許容されるという意味で、サポート要件と進歩性として発明の課題認定としてダブルスタンダードを許容したかのようには読めるところである。この点は、後掲・ピリミジン大合議判決との関係を踏まえて、6章において考察する。

以上のような考え方を前提として、本判決は、「…異議決定が課題を『実施例1-1のライスマルクに比べてコク（ミルク感）、甘味及び美味しさについて有意な差を有するものを提供すること』と認定し直したことは、発明の詳細な説明から発明の課題が明確に読み取れるにもかかわらず、その記載を離れて（解決すべき水準を上げて）課題を再設定するものであり、相当でない。」と判示した上で、サポート要件を満たしている旨を判断し、異議（取消）決定を取り消した。

3. サポート要件についての審査基準と本判決(「ライスマルク」事件)との対比

サポート要件の判断について、特許庁の審査基準は、「請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において『発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲』を超えるものであるか否かを調べることによりなされる。請求項に係る発明が、『発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲』を超えていると判断された場合は、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものが、実質的に対応

しているとはいえ、特許請求の範囲の記載はサポート要件を満たしていないことになる。」と規定しており、これは、知財高判大合議（平成17年（行ケ）第10042号）「偏光フィルムの製造法」事件²⁾や、知財高判（平成23年（行ケ）第10147号）「ピオグリタゾン」事件³⁾と整合する。

続いて、審査基準は、「審査官は、発明の課題を、原則として、発明の詳細な説明の記載から把握する。ただし、以下の(i)又は(ii)のいずれかの場合には、明細書及び図面の全ての記載事項に加え、出願時の技術常識を考慮して課題を把握する。

(i) 発明の詳細な説明に明示的に課題が記載されていない場合

(ii) 明示的に記載された課題が、発明の詳細な説明の他の記載や出願時の技術常識からみて、請求項に係る発明の課題として不合理なものである場合（例えば、分割出願と原出願…において、発明の詳細な説明に明示的に記載された課題が同じであり、その課題が、発明の詳細な説明の他の記載や出願時の技術常識からみて、分割出願の請求項に係る発明の課題としては不合理と認められる場合）」と規定している。本判決（「ライスミルク」事件）も、「発明の詳細な説明に、課題に関する記載が全くないといった例外的な事情がある場合においては、技術水準から課題を認定するなどしてこれを補うことも全く許されないではない」と判示しており、審査基準と整合している。

続いて、審査基準は、「『発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲』の把握にあたっては、審査官は、明細書及び図面の全ての記載事項に加え、出願時の技術常識を考慮する。」と規定しており、これも裁判例と整合する⁴⁾。この点につき、本判決（「ライスミルク」事件）が「出願時の技術水準等との比較は、行うとすれば進歩性の問題として行うべきもので

ある。」と判示した点は紛らわしいものの、本判決の意図は、発明の「課題」を「出願時の技術水準等との比較」により高い程度に（具体的に）認定すべきでないとしたものであり、明細書の記載から認定された発明の課題を解決できることが認識できるか否かの判断に際して出願時の技術常識を考慮することを否定する趣旨ではないから、矛盾はない。

4. サポート要件に関する裁判所における判断傾向の変化（発明の「課題」の認定という観点A、発明の全範囲で「課題」を解決できる必要があるかという観点B）

4. 1 平成27年末から平成29年末にかけての厳格判断の時代（2年間）

(1) 発明の「課題」の認定という観点A

平成27年11月頃以前は、サポート要件の判断において発明の「課題」を一般的記載を超えた高い程度に（具体的に）認定して、サポート要件違反と結論する裁判例は見当たらず、比較的合目的的に判断した裁判例が多かったと思われる⁵⁾。

これに対し、平成27年末～平成29年末の2年間は、裁判所におけるサポート要件の判断が非常に厳格であり、発明の「課題」を発明の詳細な説明における一般的記載を超えた高い程度に（具体的に）認定した上で、明細書の開示から同課題を解決できることまでは認識できないから、サポート要件を満たさないと判断した裁判例が多く見られた。「ライスミルク」事件の異議（取消）決定も、このような裁判例群に沿った判断方針であったものと推察される。以下に、この時期の厳しい裁判例を幾つか紹介する。

1) 知財高判平成28年11月30日（平成28年（行ケ）第10042号）「潤滑油組成物」事件（高部裁判長）は、「数値範囲の下限値により近いような『潤

滑油基油』であっても、本願発明の課題を解決できることを示す…出願当時の技術常識の存在を認めるに足りる証拠はない。…本願発明は、特許請求の範囲において、『本発明に係る潤滑油基油成分』の含有割合が『基油全量基準で10質量%～100質量%』であることを特定するものである以上、当該数値の範囲において、本願発明の課題を解決できることを当業者が認識することができなければ、本願発明はサポート要件に適合しない…。…原告の上記主張は、比較例3と比べて、少しでも本願発明の課題に関連する物性が改善したものは全て、本願発明の課題を解決できることを前提とするものと解されるが、…本願発明の課題を解決できるというためには、…比較例1ないし3で代表される従来技術水準を超えて、実施例1ないし6と同程度に優れたものとなる必要がある…。』と判断した。

同事案においては、発明の詳細な説明における一般的記載では「本発明は、このような実情に鑑みてなされたものであり、省燃費性、低蒸発性と低温粘度に優れ、ポリ- α -オレフィン系基油やエステル系基油等の合成油や低粘度鉛油系基油を用いずとも、150℃における高温高せん断粘度を維持しながら、省燃費性、NOACKにおける低蒸発性と-35℃以下における低温粘度とを両立させることができ、特に潤滑油の40℃および100℃における動粘度および100℃におけるHTHS粘度を低減し、粘度指数を向上し、-35℃におけるCCS粘度、(-40℃におけるMRV粘度)を著しく改善できる潤滑油組成物を提供することを目的とする。」(段落【0007】)と一般的に課題が記載されていたが、従来技術と比較して少しでも物性が改善するだけでは足りず、実施例と同程度に優れたものとなることが課題であるとされた。発明の詳細な説明中の一般的記載としての発明の「課題」よりも高い程度の(具体的な)「課題」を認定し

ている点で、ライスミルク事件の異議決定と同様の判断手法であると評価できる。

この判示については、発明は代替的な解決手段を提供するという点で技術的な価値を有する以上、(進歩性が認められるかは別問題として)従来技術と比較して少しでも物性が改善したならば、更に言えば、従来技術と物性が同程度であっても、“代替的な解決手段を提供する”という課題を解決したと考えればサポート要件違反とすべきでないという考え方も有り得るところである。

2) 知財高判平成29年4月17日(平成27年(ネ)第10114号)「医療用ガイドワイヤ」事件(鶴岡裁判長)は、「…Au及びSn以外の元素の有無や各成分の含有量を特定しない場合においても、当業者が、本件発明の課題解決のために必要なAu-Sn系はんだの固着強度、すなわち、コアワイヤに対するコイルスプリングの固着強度が、コアワイヤの遠位端側小径部の引張破断強度より高い、又はAg-Sn系はんだによって固着する場合と比較して2.5倍程度であることを認識し得るということはできない…。…発明の詳細な説明の記載を踏まえると、本件発明の『Au-Sn系はんだ』については、その発明の課題解決のため、『Ag-Sn系はんだ』との比較において固着強度が単に相対的に高いというだけでは十分ではなく、…固着強度が、コアワイヤの遠位端側小径部の引張破断強度より高い、又は、Ag-Sn系はんだによって固着する場合と比較して2.5倍程度であることを要すると解される。」と判断した。

同事案においても、発明の詳細な説明における一般的記載は「本件発明の解決しようとする課題(達成すべき目的)は、第1に、コアワイヤに対するコイルスプリングの固着強度が高く、しかも、従来のもものと比較してシェイピング長さを短くすることができる医療用ガイドワイヤを提供すること(以下『第1の目的』とい

う。）」と記載されており、発明の詳細な説明を更に読み進めると、「『コイルスプリングの先端部をコアワイヤに固着するためのはんだとしてAu-Sn系はんだが使用されているので、先端硬直部分の長さが0.1~0.5mmと短い（はんだによる固着領域が狭い）にも関わらず、コアワイヤに対するコイルスプリングの固着強度を十分に高い（コアワイヤの遠位端側小径部の破断強度より高い）ものとすることができ、コイルスプリングに挿入されている状態のコアワイヤに引張力を作用しても、コアワイヤが引き抜かれるようなことはない。』（【0027】）」「『ステンレスと、白金（合金）とをAu-Sn系はんだを使用して固着することにより、Ag-Sn系はんだによって固着する場合と比較して2.5倍程度の固着力（引張強度）が得られる。』（【0058】）」と一般的に課題が記載されていたが、「発明の課題解決のため、『Ag-Sn系はんだ』との比較において固着強度が単に相対的に高いというだけでは十分ではなく、…Ag-Sn系はんだによって固着する場合と比較して2.5倍程度であることを要する」とされた。発明の詳細な説明中の一般的記載としての発明の「課題」よりも高い程度の（具体的な）「課題」を認定している点で、ライスミルク事件の異議決定と同様の判断手法であると評価できる。

この判示についても、発明は代替的な解決手段を提供するという点で技術的な価値を有する以上、（進歩性が認められるかは別問題として）従来技術と比較して固着強度が相対的に高いならば、更に言えば、従来技術と固着強度が同程度であっても、“代替的な解決手段を提供する”という課題を解決したと考えればサポート要件違反とすべきでないという考え方も有り得るところである。

3) 平成27年末から平成29年末にかけて、高い程度の（具体的な）「課題」を認定したことによりサポート要件が否定された厳しい判決は、

上記2件を含めて以下のとおりである。

- ①知財高判平成28年11月30日（平成28年（行ケ）第10042号）「潤滑油組成物」事件〈高部裁判長〉
- ②知財高判平成29年4月17日（平成27年（ネ）第10114号）「医療用ガイドワイヤ」事件〈鶴岡裁判長〉
- ③知財高判平成28年12月21日（平成28年（ネ）第10010号）「強磁性材スパッタリングターゲット」事件〈高部裁判長〉
- ④知財高判平成29年6月8日（平成28年（行ケ）第10147号）「トマト含有飲料」事件〈森裁判長〉
- ⑤知財高判平成28年10月19日（平成26年（行ケ）第10155号）「減塩醤油類」事件（第二次）〈清水裁判長〉⁶⁾
- ⑥知財高判平成29年10月26日（平成28年（行ケ）第10215号）「…モールドパウダー」事件〈森裁判長〉
- ⑦知財高判平成29年1月31日（平成27年（行ケ）第10201号）「容器詰飲料」事件〈鶴岡裁判長〉
- ⑧知財高判平成29年2月22日（平成27年（行ケ）第10231号）「黒ショウガ成分含有組成物」事件〈鶴岡裁判長〉
- ⑨知財高判平成29年12月26日（平成29年（行ケ）第10029号）「…ケン化物ペレット群…」事件〈森裁判長〉
- ⑩知財高判平成29年4月12日（平成28年（行ケ）第10059号）「携帯用電気切断機」事件〈鶴岡裁判長〉

(2) 発明の全範囲で「課題」を解決できる必要があるかという観点B

この時期は、裁判所におけるサポート要件の判断が非常に厳しく、発明の全範囲で「課題」を解決できる必要があるとしてサポート要件を満たさないと判断した裁判例も散見された。以下に、幾つかの裁判例を紹介する。

- 1) 知財高判平成27年11月24日（平成27年（行ケ）第10026号）「回転角検出装置」事件〈清水裁判長〉

長)は、「訂正発明1の特許請求の範囲の特定では、訂正発明1の前提とする課題である『熱変形により縦長形状のカバーの長手方向が短尺方向に比べて寸法変化(位置ずれ)が大きくなること』に直面するか否かが不明であり、結局、上記課題自体を有するものであるか不明である。…仮に、磁石と磁気検出素子とのずれが、短尺方向に大きく生じる場合においては、…訂正発明1の課題解決手段である『磁気検出素子をその磁気検出方向と縦長形状のカバーの長手方向が直交するよう配置』したとしても、出力変動は抑制されず、回転角の検出精度も向上しない。よって、訂正発明1は、上記課題を認識し得ない構成を一般的に含むものであるから、…サポート要件を充足するものとはいえない。」と判示し、あらゆる配置(構成)で発明の課題が解決できると認識できる必要があることを前提に、サポート要件違反として審決を取り消した。

2)知財高判平成29年6月29日(平成28年(行ケ)第10064号)「…重合体フィルム」事件(森裁判長)は、「明細書の記載に加え、本件出願日当時の技術常識に照らし、当業者が常温長期保管時の黄変の機序を…認識し得…ない。…当業者が…実施例において…黄変の抑制効果が得られたことが開示されていることに接した場合、本件訂正発明1の『ノニオン系界面活性剤(B)』であれば、その種類を問わず、ノニオン系界面活性剤の含有量の数値範囲を…とし、PVA系重合体フィルムのpHの数値範囲を…とすることにより、常温長期保管時の黄変を抑制し得るPVA系重合体フィルムを提供するという本件訂正発明1の課題が解決できることを認識することができる」と認められない。」と判示し、クレームに含まれるすべての物質(種類)について、当業者が発明の課題を解決できると認識できる必要があることを前提に、サポート要件違反として審決を取り消した。

3)東京地判平成29年12月6日(平成27年(ワ)

第23087号)「抗ウイルス剤」事件(佐藤裁判長)は、「一般に、化合物の化学構造の類似性が非常に高い化合物であっても、特定の性質や物性が全く類似していない場合がある…。…インテグラゼ阻害剤において、RAのアミドと1,3,4-オキサジアゾールが配位子として機能し、それらが相互に置換可能であることが本件出願当時の技術常識であったと認めるに足りる証拠はない。」と判示し、医薬用途発明において、薬理データ(実施例)がない物質につき実施可能要件及びサポート要件を欠くとして、無効の抗弁を認めた。(控訴審・知財高判平成29年(ネ)第10105号(高部裁判長)及び審決取消訴訟・知財高判平成29年(行ケ)第10172号(高部裁判長)も、同趣旨でサポート要件×。)

4. 2 平成29年末から平成30年4月のピリミジン大合議判決、その後の新傾向

(1) 発明の「課題」の認定という観点A

1)知財高判平成30年1月15日(平成28年(行ケ)第10278号)「ピタバスタチンカルシウムの新規な結晶質形態」事件(高部裁判長)は、「本件明細書には、ピタバスタチンカルシウムは高コレステロール血症の患者の処置に用いられ、その異なる多形は、薬学的特性に影響を与えるところ、本件発明1は、構成要件AないしEで特定されるピタバスタチンカルシウムの新規な結晶多形を見出したものである」と説明されている。したがって、本件発明1の課題は、構成要件AないしEで特定されるピタバスタチンカルシウムの結晶多形を提供するもの…。…本件明細書の記載及び技術常識に照らし、当業者は、構成要件AないしEで特定されるピタバスタチンカルシウムの結晶多形を製造できると認識することができる。…よって、当業者は、本件明細書の記載及び技術常識に照らし、構成要件AないしEで特定されるピタバスタチンカルシウムの結晶多形を提供するという本件発明1の課

題を解決できると認識できるというべきである。」と判示し、発明の課題は、(構成要件A～Eで特定される)クレームどおりの物を提供することと抽象的に認定した。かかる認定であれば、サポート要件違反となることは殆ど考えられないから、特に医薬・化学分野において、物自体に新規性・進歩性が認められる場合には、発明の詳細な説明の一般的記載としての発明の「課題」として「当該物を提供すること」と記載することが得策である⁷⁾。

2) 知財高判平成30年1月22日(平成29年(行ケ)第10007号)「2-ベンゾイルシクロヘキサノール-1,3-ジオン」事件(高部裁判長)は、「本件訂正発明の課題は…新規かつ有用な化合物を提供することにある…。…サポート要件を満足するために、発明の詳細な説明において発明の効果に関する実験データの記載が必ず要求されるものではない。特に本件訂正発明は、新規な化学物質に関する発明であるから、医薬や農薬といった物の用途発明のように具体的な実験データ、例えば、具体的な除草活性の開示まで求めることは相当でない。…仮に、本件訂正発明に係る一般式と共通構造を有する化学物質に、特定のある植物に対して除草活性を示さないものが含まれるとしても、…共通構造を有する化学物質が除草活性を示すことを推認できる以上、本件訂正発明に係る化学物質のうち実際に除草活性を示さない態様を確認し、これを除くように請求項を記載しなければ、サポート要件を満たさないと解することは相当でない。」と判示し、発明の課題は、新規かつ有用な化合物を提供することと抽象的に認定した。

同じ特許発明につき、侵害訴訟の判決である東京地判平成29年12月25日(平成27年(ワ)第2862号)「2-ベンゾイルシクロヘキサノール-1,3-ジオン」事件(嶋末裁判長)も、「本件各訂正発明は、除草特性が改良された特定の化合物を提供することを課題とするものではなく、

…除草剤の有効成分又はその候補となる化合物を提供することを課題とするものであるから、…ベンゾイルシクロヘキサノール骨格を有する化合物が除草特性を有することが本件出願日当時に当業者に知られていたと認められる以上、本件各訂正発明の技術的範囲に属する化合物の中に、栽培作物に対する安全性が十分でないものが一部に含まれていたというだけでは、除草剤の有効成分の候補となる化合物を提供するという課題を解決できないことになるものではない。」と判示し、発明の課題は、新規かつ有用な有効成分の候補となる化合物を提供することと抽象的に認定した。

3) 知財高判大合議平成30年4月13日(平成28年(行ケ)第10182号)「ピリミジン誘導体」事件は、「…医薬品の分野においては、新たな有効成分の薬理活性が既に上市された有効成分と同程度のものであっても、その新たな有効成分は、代替的な解決手段を提供するという点で技術的な価値を有するものと認められる。…本件発明の課題が、上記の既に関与されているHMG-CoA還元酵素阻害剤を超えるHMG-CoA還元酵素阻害剤を提供することにあるとまではいうことはできない。…したがって、本件発明13, 15～17の課題は、コレステロールの生成を抑制する医薬品となり得る程度に優れたHMG-CoA還元酵素阻害活性を有する化合物を有効成分として含むHMG-CoA還元酵素阻害剤又はその製造方法を提供することであるというべきである。」と判示し、発明の詳細な説明の一般的記載どおり、発明の課題は、医薬品となり得る程度に薬理効果を有する化合物を提供することと抽象的に認定した。

4) 知財高判平成30年5月24日(平成29年(行ケ)第10129号)「ライスミルク」事件(鶴岡裁判長)(本判決)は、「サポート要件の適否を判断する前提としての当該発明の課題についても、原則として、技術常識を参酌しつつ、発明の詳細な

説明の記載に基づいてこれを認定するのが相当である。…本件明細書の発明の詳細な説明…の記載からすれば、本件発明は、『コク、甘味、美味しさ等を有する米糖化物含有食品を提供すること』それ自体を課題とするものであることが明確に読み取れるといえる。…異議決定が課題を『実施例1-1のライスミルクに比べてコク（ミルク感）、甘味及び美味しさについて有意な差を有するものを提供すること』と認定し直したことは、発明の詳細な説明から発明の課題が明確に読み取れるにもかかわらず、その記載を離れて（解決すべき水準を上げて）課題を再設定するものであり、相当でない。」と判示し、発明の課題として、発明の詳細な説明の一般的記載として記載されている抽象的な課題を認定した。

5) 知財高判平成30年12月6日(平成30年(行ケ)第10041号)「地殻様組成体の製造方法」事件は、「審決は、本願発明1は、少なくともセシウム及びストロンチウムを含む放射性物質を、1382℃未満の温度(…)で焼成する場合を含むと解され得るが、1382℃未満の温度で焼成をすると…本願発明1の効果…を実現できないとして、特許請求の範囲の記載はサポート要件に適合しないと判断した。…本願明細書の記載に鑑みれば、…セシウムとストロンチウムの両者を同時に放射性物質として含む場合には、セシウム及びストロンチウムの気化温度未満で汚染材を焼成、すなわち、両者の気化温度に共通する部分となる(より低い気化温度である)セシウムの気化温度未満で焼成するものと解するのが自然である。また、セシウム又はストロンチウムのいずれか一方のみを放射性物質として含む場合には、当該放射性物質の気化温度未満で焼成するものと解される。」と判示し、発明を限定的に解釈した上で、当業者は、審決が指摘した発明の課題を解決できない数値範囲で発明を実施することはないと認め、

審決を取り消した。

この判決の位置付けは微妙であるが、クレーム文言から形式的に理解される課題を解決できる必要はなく、発明を合目的に理解した課題を解決できれば足りると判断したものと考えられる。(発明の全範囲で「課題」を解決できる必要があるかという論点と位置付けることも可能である。)

6) 東京地判平成30年12月21日(平成29年(ワ)第18184号)「骨切術用開大器」事件(進歩性欠如の拒絶理由通知に応答して補正で追加された構成要件について、均等侵害が認められた事例)は、「本件発明は、『一方の開閉機構のみを操作することにより、2対の揺動部材を同時に開いていくことが可能となり、切込みの拡大作業を容易にすることができる』(本件明細書等の段落【0007】)という作用効果を奏するものであり、この点に技術的意義を有する。被告が作成した樹脂モデル(…)のように、揺動部材2の下側揺動部にのみ突起を設けたものは、揺動部材1に係合せず、2対の揺動部材を同時に開くことができないので、本件発明の技術的範囲に属さない。」と判示し、発明を限定的に解釈した上で、被告が指摘した発明の課題を解決できない構成は発明に含まれないとして、サポート要件を認めた。

この判決の位置付けは微妙であるが、クレーム文言から形式的に理解される課題を解決できる必要はなく、発明を合目的に理解した課題を解決できれば足りると判断したものと考えられる。(発明の全範囲で「課題」を解決できる必要があるかという論点と位置付けることも可能である。)

(2) 発明の全範囲で「課題」を解決できる必要があるかという観点B

1) 知財高判平成30年6月27日(平成29年(行ケ)第10178号)「経口投与用組成物のマーキング方

法」事件〈大鷹裁判長〉は、「本件発明1においては、請求項1記載の波長(200nm～1100nm)、平均出力(0.1W～50W)及び走査工程の走査速度(80mm/sec～8000mm/sec)の各上限値及び各下限値に臨界的意義があるのではなく、本件発明1は、上記の各数値範囲内で波長、平均出力及び走査速度を適宜設定したレーザー光で、酸化チタン、黄色三二酸化鉄及び三二酸化鉄からなる群から選択される少なくとも1種の変色誘起酸化物を分散させた経口投与用組成物の表面を走査することにより、変色誘起酸化物の粒子を凝集させて変色させてマーキングを行うことを課題の解決原理とする発明であるものと認められるから、原告が主張するような全ての数値範囲において『前記変色誘起酸化物の粒子を凝集させて変色させる』という所定の効果を奏することについての記載が必要とされるものではない。」と判示し、数値限定に臨界的意義があるわけではない場合には、数値範囲の全範囲において「効果」を奏することの記載は必要ないとして、サポート要件を認めた。

2) 知財高判平成30年12月27日(平成29年(行ケ)第10225号)「プロタンパク質コンベルターゼスブチリシンケクシン9型(PCSK9)に対する抗原結合タンパク質」事件〈大鷹裁判長〉は、「【請求項1】PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ、PCSK9との結合に関して、配列番号67のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号12のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体と競合する、単離されたモノクローナル抗体」という機能的に表現された「抗体」(リーチスルークレーム)の発明につき、「参照抗体と『競合する』抗体であれば…中和するものといえな

いとしても、本件訂正発明1は『…中和することができ』る抗体であることを発明特定事項とする…から、そのことは、上記認定を左右するものではない。」と判示して、実施可能要件及

びサポート要件を認めた。

同裁判例は、「PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ」という機能が発明特定事項であることを前提としている。このように、「結合中和する」という効果がクレームアップされている以上、同効果を奏しない構成(同発明でいえば、「結合中和」しない抗体)は特許発明から除外されている以上、サポート要件の検討対象外である同裁判例と同様の考え方が多数である⁸⁾。他方、①平成28年(行ケ)第10189号「光学ガラス」事件〈鶴岡裁判長〉は、課題がクレームアップされている場合は、クレームされた組成が同課題を高い蓋然性で満たすと認識できる必要があるとしており、②平成24年(行ケ)第10151号「高強度高延性容器用鋼板」事件〈芝田裁判長〉も同旨であった。課題・効果をクレームアップする発明においては、これら①及び②の裁判例も念頭において実務に携わる必要がある。

同じ特許権に関する侵害訴訟においても、東京地判平成31年1月17日(平成29年(ワ)第16468号)「PCSK9に対する抗原結合タンパク質」事件〈柴田裁判長〉は、「競合するが結合中和抗体でない例外的な抗体は技術的範囲に属しない」と判示し、無効の抗弁を斥けて、特許権者の差止請求を認容した。

4.3 小 括

以上のとおり、時期によってサポート要件に関する裁判所の判断傾向が異なり、平成27年末から平成29年末にかけての2年間は、発明の「課題」を発明の詳細な説明の一般的記載より高い程度に(具体的に)認定し、発明の全範囲で当該「課題」を解決できる必要があるという厳格な判断(アンチパテント)が多く見られた。

これに対し、平成29年末以降の時期は、発明の「課題」を発明の詳細な説明の一般的記載どおりに抽象的に認定し、発明の全範囲で当該「課

題」を解決できる必要があるか否かについて合目的に判断した裁判例が多く見られる（プロパテント）。（数値に上限・下限が無い類型 & メカニズム非公知+明細書に記載無しを理由にサポート要件違反と判断した東京地判平成30年12月27日（平成28年（ワ）第25956号）「磁気記録媒体」事件（柴田裁判長）は、特許権者に厳しい判断であった。数値限定発明の上限/下限無しの類型は、依然として厳格にサポート要件が判断されている。）

かかる裁判所におけるサポート要件に関する判断傾向の変化が、平成30年4月のピリミジン大合議判決の直前から見られるため、ピリミジン大合議判決について以下に検討する。

5. ピリミジン大合議判決

5.1 サポート要件における「課題」と進歩性における「課題」との関係

(1) 進歩性判断における発明の「課題」の位置付け

本稿の検討対象でないため詳細は割愛するが、平成20年頃から進歩性判断において、本件

発明と引用発明との課題の相違が組合せの動機付けを否定する要素として重視される傾向にあり、「課題」を具体的に認定する裁判例が多く見られる⁹⁾。

これは、発明を“構成”と捉えれば、主引例と副引例とが共通の課題を有しており、当該課題が本件発明の課題と無関係であっても、最終的に発明の“構成”に容易に想到できれば進歩性欠如と結論されるため、本件発明と主引例（又は副引例）との課題の異同は進歩性判断に影響しないはずである。

これに対し、平成20年頃以降の近時の裁判所の考え方は、発明は“技術思想”（＝課題及び課題解決原理）であり、引用例から本件発明である技術思想に想到できるか否かの判断において本件発明の課題を解決できるかが問題とされ、それ故に、本件発明と主引例（又は副引例）との課題の異同は進歩性判断に大きく影響するという裁判例が主流なのである。

このことを模式的に図示するならば、以下の図1のとおりである。すなわち、従来技術が本願発明と近くても（相違点が小さくても）、課題が新規であることで「異質な効果」であると

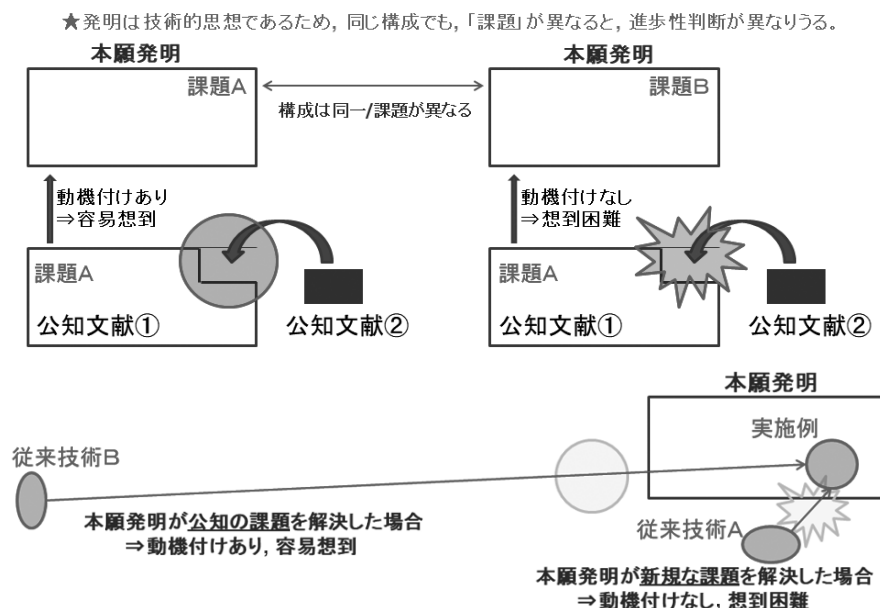


図1 進歩性判断における、本願発明と主引例の“課題”の位置付け

認められると、進歩性が肯定され易い¹⁰⁾。逆に、従来技術が本願発明と遠くても（相違点が大きくても）、課題が公知であると進歩性が否定されやすい。これを山登りに例えるならば、麓から山道を登るよりも9合目から崖を登る方が難しいのである。

(2) サポート要件及び進歩性判断における、発明の「課題」の関係

ここで当然のことながら、発明の「課題」を具体的に認定すれば進歩性○・サポート要件×の方向であり、逆に、発明の「課題」を抽象的に認定すれば進歩性×・サポート要件○の方向である。

上記4章で分析した平成27年末から裁判所が発明の「課題」を具体的に認定してサポート要件違反とした厳しい判決が続いたのは、進歩性判断において発明の「課題」を具体的に認定している平成20年頃からの傾向と平仄を合わせる動きであったと思われる。

このような潮流の中で、ピリミジン大合議判決は、サポート要件を判断する際の発明の「課題」と、進歩性を判断する際の発明の「課題」との関係について言及したものであり、本判決（「ライスミルク」事件）に通ずる重要判決である。

5. 2 ピリミジン大合議判決の判旨

ピリミジン大合議判決は、「本件発明13, 15～17の課題は、コレステロールの生成を抑制する医薬品となり得る程度に優れたHMG-CoA還元酵素阻害活性を有する化合物を有効成分として含むHMG-CoA還元酵素阻害剤又はその製造方法を提供することであるというべきである。」と判示し、発明の詳細な説明の一般的記載どおり発明の課題を抽象的に認定した上で、「原告は、…進歩性が認められるためには、甲2の一般式（I）の他の化合物に比較し顕著な効果を

有する必要があるところ、選択発明としての進歩性が担保できない『コレステロールの生成を抑制する医薬品となり得る程度』という程度では、本件出願当時の技術常識に比較してレベルが著しく低く不適切である旨主張する。しかし、サポート要件は、発明の詳細な説明に記載していない発明の特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになるので、これを防止するために、特許請求の範囲の記載の要件として規定されている…のに対し、進歩性は、当業者が特許出願時に公知の技術から容易に発明をすることができた発明に対して独占的、排他的な権利を発生させないようにするために、そのような発明の特許付与の対象から排除するものであり、特許の要件として規定されている（特許法29条2項）。そうすると、サポート要件を充足するか否かという判断は、上記の観点から行われるべきであり、その枠組みに進歩性の判断を取り込むべきではない。…サポート要件の判断は、特許請求の範囲の記載及び発明の詳細な説明の記載につき、出願時の技術常識に基づき行われるべきものであり、その判断が、特許権者の審判段階の主張により左右されるとは解されない。」と判示した。

同判示部分を見ると、サポート要件と進歩性における「課題」のダブルスタンダードを許容したかと勘違いする虞があるが、ピリミジン大合議判決は続いて「原告らは、審決は、サポート要件の判断では、『コレステロールの生成を抑制する』医薬品となり得る程度に『優れたHMG-CoA還元酵素阻害活性』を有する化合物又はその化合物を有効成分として含むHMG-CoA還元酵素阻害剤を提供することという課題を設定して判断している一方で、進歩性の動機付けの判断は、課題の基準である『コレステロールの生成を抑制する』医薬品となり得る程度を超える『甲1発明化合物のHMG-CoA還元酵

素阻害活性が現状維持されること』という基準を設定し、判断しているから、このようなダブルスタンダードでサポート要件と動機付けを判断することは妥当ではないと主張する。…甲2に相違点(1-i)に係る構成が記載されておらず、また、仮に甲2に相違点(1-i)に係る構成が記載されていると評価できたとしても、相違点(1-i)の構成を採用する動機付けがあったとはいえないことから、容易に発明をすることができたとはいえないと判断されるのであって、原告らが主張するような基準を設定して判断しているものではないから、原告らが主張するような矛盾が生ずることはない。」と判示しており、ダブルスタンダードを明確に否定している。

すなわち、大合議判決は、(副)引用発明の認定誤りのみならず、「仮に」として、置き換えの動機付けが無いことも判断したものであり、発明の「課題」を認定することなく動機付け無しと判断することにより、無効審判請求人が主張する「ダブルスタンダード」を回避したものである。(⇒大合議判決に倣えば、特許権者はサポート要件と矛盾する「課題」を主張せずに動機付けを否定するロジックを試みるべきである。)

5.3 小 括

ピリミジン大合議判決は、サポート要件を判断する際の「課題」について、「サポート要件を充足するか否かという判断は、上記の観点から行われるべきであり、その枠組みに進歩性の判断を取り込むべきではない。…サポート要件の判断は、特許請求の範囲の記載及び発明の詳細な説明の記載につき、出願時の技術常識に基づき行われるべきものであり、その判断が、特許権者の審判段階の主張により左右されるとは解されない。」と判示し、発明の「課題」を発明の詳細な説明の一般的記載どおり抽象的に認

定してサポート要件を認めた裁判例であり、知財高裁大合議判決という影響力の大きい判決であったこともあり、サポート要件が緩やかに(プロパテントに)判断される契機となったものと評価できる。

なお、ピリミジン大合議判決(平成30年4月)に先立ち平成29年末頃からサポート要件を緩やかに(合目的的に)判断する傾向が見られ始めたのは、知財高裁4ヵ部の各裁判長が合議に参加し、議論を重ねていたと想定される時期であることと無関係ではないと思われる。

もっとも、ピリミジン大合議判決は、サポート要件と進歩性の判断における発明の「課題」のダブルスタンダードを明確に否定した判決であることを留意すべきである。

6. 考察(「ライスミルク」事件判決の位置付け、その後の裁判例の傾向、実務上の指針)

以上のとおり、本判決(「ライスミルク」事件)は、平成27年末から平成29年末にかけての裁判所においてサポート要件が厳格に判断された時代から、サポート要件が緩やかに(合目的的に)判断されるように傾向が変化した過渡期に位置し、ピリミジン大合議判決(平成30年4月)の直後である平成30年5月に出された裁判例である。

大合議判決は知財高裁4ヵ部の裁判長が合議に参加することから、本判決がピリミジン大合議判決に沿っていると理解することが自然である。そうすると、本判決の「…出願時の技術水準等との比較は、行うとすれば進歩性の問題として行うべきものである。」という判示部分についても、一見すると、サポート要件と進歩性として発明の課題認定としてダブルスタンダードを許容したかのように読めるところではあるが、ピリミジン大合議判決の「サポート要件を充足するか否かという判断…の枠組みに進歩性

の判断を取り込むべきではない。」という判示部分の理解と軌を一にして、ダブルスタンダードを許容したものではないと理解することが妥当であると思われる。

実際に、平成31年4月現在、発明の「課題」を抽象的に認定してサポート要件○、「課題」を具体的に認定した上で進歩性○と判断した裁判例は存在しない。すなわち、1つの判決文の中でサポート要件と進歩性で発明の「課題」を特許権者有利にダブルスタンダードで認定した裁判例は存在しないのである。(※逆に、発明の「課題」を具体的に認定してもサポート要件○、「課題」を抽象的に認定しても進歩性○とした裁判例はある¹¹⁾。)

そうすると、特許権者側の“出願戦略”及び“主張戦略”としては、進歩性(拡大先願も同様)との関係で発明の「課題」を必要以上に具体的に主張しないことが望ましく、特に、高いレベルで主張する必要がある「顕著な効果」や「(数値の)臨界的意義」の主張は、諸刃の剣となりうる¹²⁾。出願時点に立ち返るならば、新規物質やパイオニア発明については、本願発明の課題を必要以上に具体的に明細書中に記載せずに、発明を初めて提供したこと自体を課題とすべきであろう¹³⁾。

逆に、無効審判請求人側の“主張戦略”としては、進歩性、サポート要件、補正要件(新規事項追加)、実質的変更の各無効理由を通じて、特許権者が主張する「課題」の齟齬を突くべきである。具体的には、①進歩性の議論を通じて具体的な「課題」を主張する方向に誘導した上で、②当該“具体的な「課題」”はサポートされていないというロジックが考えられる。更に、③拡張された分割/補正について「課題」の解決に直接関係する構成が削除されているとして新規事項追加を主張するとともに、④(分割/補正/)訂正により「目的、効果=課題」が変更されたとして、実質的変更の主張をするとい

う波状攻撃が有り得るであろう。

7. おわりに

本稿においては、「ライスミルク」事件判決を中心として、サポート要件の「課題」と進歩性の「課題」との関係を論じたが、更に敷衍すれば、特許法上の諸論点において発明の「課題」は重要な考慮要素であるから、特許実務家としては全ての論点を連動して検討する必要がある。その意味で、裁判所の判断傾向の把握は、実務上極めて有用であると思われる。

注 記

- 1) 知財高判平成30年5月24日(平成29年(行ケ)第10129号)特許取消決定取消請求事件(鶴岡裁判長)
- 2) 知財高判大合議(平成17年(行ケ)第10042号)「偏光フィルムの製造法」事件「特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならない…。そして、…本件発明は、特性値を表す二つの技術的な変数(パラメータ)を用いた一定の数式により示される範囲をもって特定した物を構成要件とするものであり、いわゆるパラメータ発明に関するものであるところ、このような発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その数式が示す範囲と得られる効果(性能)との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果(性能)が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要する…。」
- 3) 知財高判(平成23年(行ケ)第10147号)「ピオグリタゾン」事件「特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、

発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである…。」

- 4) 知財高判(大合議)平成28年(行ケ)第10182号「ピリミジン誘導体」事件等。多数の裁判例同旨
- 5) 例えば、知財高判平成27年11月26日(平成26年(行ケ)第10254号)「青果物用包装袋」事件は、「実験は、それぞれ本件発明1の『青果物100gあたりの切れ込みの長さの合計が0.08mm以上17mm以下である』構成の下限值付近の実験例1例を示すものにすぎず、これらの実験結果をもって、前記…の認定を左右するに足りない…。」と判示して、下限値付近で「効果」を奏しない場合であっても、サポート要件○とした。
- 6) 平成26年(行ケ)第10155号「減塩醤油類」事件(第二次)は、「…本件発明の課題が解決されたというためには、本件明細書において設定した、塩味が3以上、苦みが3以下、総合評価が○以上という評価を達成しなければならないが、本件発明のうち食塩濃度が7.0w/w%の場合に、上記の評価を達成でき課題が解決できることを、本件明細書の記載から認識することはできない。…」と判示して、苦味の低減を発明の課題とし、その基準を数値(塩味が3以上、苦みが3以下、総合評価が○以上)で認定した上で、サポート要件×と判断した。これに対し、第二次訴訟の3年前に同一の特許権についてサポート要件が争われた知財高判平成23年(行ケ)第10254号「減塩醤油類」事件(第一次)は、「本件明細書に接した当業者は、本件発明1において、食塩濃度が7w/w%台の減塩醤油であって、カリウム濃度が本件発明で特定される範囲で下限値に近い場合には、塩味が十分に感じられない可能性がある」と理解すると同時に、このような場合には、カリウム濃度を本件発明1で特定される範囲の上限値近くにするにより、減塩醤油の塩味を強く感じさせることができると理解する…。」と判示して、当業者が作用機序(メカニズム)を理解できることを重視してサポート要件○と判断した。
- 7) 「ピリミジン」大合議判決も、「医薬品の分野に

においては、新たな有効成分の薬理活性が既に上市された有効成分と同程度のものであっても、その新たな有効成分は、代替的な解決手段を提供するという点で技術的な価値を有するものと認められる。」と判示している。

- 8) クレームアップされた課題・効果を発明特定事項として認定し、進歩性を認めた近時の裁判例としては、例えば以下の3件がある。
 - ①平成27年(行ケ)第10097号「発光装置」事件(大鷹裁判長)
 - ②平成28年(行ケ)第10107号「乳癌再発の予防用ワクチン」事件(森裁判長)
 - ③平成29年(行ケ)第10041号「熱間プレス部材」事件(高部裁判長)
- 9) 本件発明の課題を具体的に認定して、主引例の課題との相違を理由に進歩性を認めた裁判例・平成20年(行ケ)第10130号「レーダ」事件・平成20年(行ケ)第10096号「回路用接続部材」事件・平成21年(行ケ)第10361号「耐油污れの評価方法」事件・平成23年(行ケ)第10018号「うっ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用」事件・平成24年(行ケ)第10262号「ガラス溶融物を形成する方法」事件・平成24年(行ケ)第10278号「換気扇フィルター及びその製造方法」事件・平成24年(行ケ)第10328号「…液体吸収性廃棄物袋」事件・平成25年(行ケ)第10242号「照明装置」事件・平成27年(行ケ)第10059号「農産物の選別装置」事件・平成28年(行ケ)第10079号「タイヤ」事件・平成28年(行ケ)第10068号「空気入りタイヤ」事件、その他裁判例多数
- 10) 拙稿別冊パテント15号「進歩性判断における『異質な効果』の意義」(日本弁理士会中央知的財産研究所, 2016), 拙稿別冊パテント13号「発明の詳細な説明において、実施例と別に一般論として『効果』等を具体的・詳細に記載することの功罪」(日本弁理士会中央知的財産研究所, 2014)
- 11) 平成29年(行ケ)第10036号「空気極材料」事件
- 12) 平成26年(行ケ)第10155号「減塩醤油類」事件(第二次)は、進歩性について判断しなかったが、特許権者が進歩性の議論において「イ. 臨界的

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

意義」と項目立てして「…本件発明1は、食塩濃度が7～9w/w%と低いにもかかわらず塩味を十分に感じることができ、かつ、カリウム含量が増加した場合の苦みも低減でき、醤油感に優れた減塩醤油を得ることができるという顕著な作用効果を奏する」と主張したことは、サポ

ート要件判断における発明の「課題」の認定に影響があったかもしれない。

- 13) 本稿「4. 2 (1) 発明の「課題」の認定という観点A」(平成29年末以降)に列挙した6件の裁判例参照

(原稿受領日 2019年2月25日)

